

# 転ばぬ先のかわら版 vol.25 平成31年春号

発行：千葉司法書士会 法教育推進委員会

## 内職商法

ゲームや好きなアーティストのライブなど、学校や勉強、部活以外にも、興味はあるけれど、お金がかかるからどうしようと迷ったりすることもあると思います。その為に、お小遣いなどを少しずつ貯めてはみるものの、「もう少しお金が入る方法はないかな。」と考えることもあるかも知れません。今回は、その様な方を狙った事例を紹介したいと思います。

## トラブル事例

お小遣い稼ぎのために、アルバイトを探していたAさんは、あるとき「自宅で、簡単な宛名書き作業をするだけで、月2万円から6万円の収入が得られます。」という広告を見て、その業者から資料を取り寄せてみました。すると、「仕事を紹介するためには、9,800円の登録料が必要です。」という振込先が書かれた手紙と、「1日15枚の宛名書きをすれば、1ヶ月25,500円から61,500円の利益が得られます。」と月々の収入の例が書かれた用紙が送られてきました。Aさんは、空いている時間を使って手軽にできそうだし、9,800円の登録料を払っても、1ヶ月宛名書きを続ければ、損をすることはないと思って、登録料を振り込みました。すると、その業者から、「登録証、記念品のペンと、業務マニュアル・宛名書きした封筒に同封するチラシの見本」が届きました。業務マニュアルによると、同封するチラシや宛名書きする封筒、その封筒に貼る切手も自分で購入しなければならないとされていました。

この様に、申込者に、内職をするための商品を購入させて、登録料などという名目でお金を支払わせるにもかかわらず、実際には、ほとんど収入が得られず、業者に支払った登録料や商品購入代金の支払いが無駄になってしまふ、这样一个事例が増えています。

## 被害に遭ってしまったら

このように、内職をすることで利益が得られるという誘い、仕事をする為

に必要な商品の購入代金や登録料などの負担をさせるというような手法を「内職商法」と呼び、法律により規制されています。また、商品をクレジットで購入させて、その使い心地など簡単なレポートを提出することによって、モニター料を支給するなどと説いて、実際は約束どおりのモニター料が支払われず、クレジットの支払いだけが残ってしまうという「モニター商法」と呼ばれるものもあります。

被害に遭ってしまったときの解決方法として大切なのが、クーリング・オフによる解除です。Aさんの事例のような内職商法やモニター商法によって契約をした場合には、契約書面を受け取った日から20日間であれば、クーリング・オフをすることができるとされています。ここでいう契約書面というのは、法律に定められた記載事項を満たしたものでなければなりませんので、それらがもれなく記載された契約書面を受け取った日から日数を数えればよいということになります。

また、クーリング・オフをすることができる期間が過ぎてしまった場合にも、取消しをすることができる場合もあります。しかし、いずれの場合にも、定められた期間があるので、早めに対応することが重要です。

## トラブルを避けるために

申込みを行う際には、事業者から交付された書面をしっかりと読んで、あらゆる角度から慎重に検討した上で、申し込むかどうか決めることが大切です。また、申込みをした後でも、少しでも疑問に思う点があれば、消費生活センターや司法書士・弁護士に早めに相談をするようにしましょう。

## ◆消費者教育高校生講座◆

千葉司法書士会では、毎年県下の高校に講師を派遣し、標記事業を行っております。

司法書士としての実務経験を生かして、契約の基礎や、悪質商法への対処法、多重債務問題等について講義をし、これから社会に出る生徒の皆さんに法的なものの考え方を学んで頂くことを目的としております。

## 活動実績

平成24年度：18校で開催	平成27年度：19校で開催
平成25年度：12校で開催	平成28年度：13校で開催
平成26年度：12校で開催	平成29年度：19校で開催

お問い合わせ先：千葉司法書士会事務局 043-246-2666

